

たつの市福祉避難所設置基準及び運営マニュアル



た つ の 市

令和7年4月

目 次

第1章 平時における取り組み	2
第1節 福祉避難所の指定	2
(1) 福祉避難所の定義	2
(2) 福祉避難所に指定する施設の基準	2
(3) 福祉避難所の役割	2
(4) 福祉避難所の対象者	3
(5) 福祉避難所の指定手順	3
第2節 福祉避難所の確保	3
(1) 福祉避難所の設置、維持及び管理の方法	3
第3節 福祉避難所の生活必需品、人材及び移送手段の確保	3
(1) 生活必需品等の確保	3
(2) 人材の確保	4
(3) 移送手段の確保	4
第4節 社会福祉施設、医療機関等との連携	4
(1) 緊急一時入所等に係る連携強化	4
第2章 災害時における取り組み	5
第1節 福祉避難所の開設	5
(1) 福祉避難所の開設及び要配慮者の受け入れ	5
(2) 福祉避難所の開設期間	5
第2節 災害対策本部の設置	5
(1) 災害対策本部の福祉班・医療班の活動内容	5
第3節 福祉避難所の運営	5
(1) 名簿の作成・管理	5
(2) 食料・飲料水等の配給	6
(3) 専門的な人材・ボランティア等の支援	6
(4) その他の必要なもの	6
(5) トイレに関する対応	7
(6) ごみに関する対応	7
(7) 防疫に関する対応	7
(8) 避難施設内の清掃・整理整頓	7
(9) 電話の問い合わせや避難者の呼び出し	7
(10) 生活情報の提供	8
第4節 福祉避難所における災害時要配慮者の支援	8
(1) 災害時要配慮者の支援	8
(2) 福祉サービスの提供	9
(3) 相談窓口の設置等	9
(4) 緊急入所等の実施	9
(5) ボランティアの受け入れ	9
第5節 福祉避難所の解除	10
(1) 福祉避難所の統廃合、撤収、解除	10
(2) 福祉避難所の設置・運営、人的支援等に要した費用の請求	10
様式	11～
福祉避難所（抜粋）	20
別表 福祉避難所協定書締結先一覧	21

第 1 章 平時における取り組み

第 1 節 福祉避難所の指定

(1) 福祉避難所の定義

福祉避難所とは、高齢者や障害者等、通常の避難所生活が困難である要配慮者を対象に開設する避難所をいいます。

福祉避難所は、次に掲げる基準を満たす施設の中からあらかじめ指定することにより確保することを原則とし、おおむね小学校区に 1 か所以上の指定を目標とします。

なお、福祉避難所は災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。

(2) 福祉避難所に指定する施設の基準

社会福祉事業を行う施設及び宿泊施設等のうち、次に掲げる基準を満たす施設とします。

ア 原則として、土砂災害警戒区域外に位置すること

イ 過去の浸水実績や浸水予測から判断し、避難者の安全な空間が確保されていること

ウ 原則として、耐震・耐火構造の建築物であること

エ 対象とする避難者の安全性が確保され、バリアフリー化されていること

オ 避難者用スペースとして 1 人当たり 4 m²以上が確保できることを目安とします。

(3) 福祉避難所の役割

ア 福祉避難所は、高齢者、障害のある人、妊産婦など一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者が安心して避難生活ができる体制を整備した避難所であるため、要配慮者の障害の状況や心身の健康状態等を考慮して、避難所での生活が困難と判断した場合は、必要性の高い人から優先的に福祉避難所へ移送します。

イ 災害時要配慮者は、精神的に不安定になることが考えられるため、介護等にあたる家族（原則 1 人）も受け入れます。

ウ どの福祉避難所を開設するかは、災害の規模、発生場所、避難対象者等に応じて決めます。

エ 避難者への最低限の生活支援は公平に行います。また、要配慮者の特別なニーズについては可能な限り対応します。

①生活場所の提供

②飲料水、食料、生活物資の提供

③トイレなどの衛生的環境の提供

④情報の提供、交換、収集

オ 男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮し、プライバシー保護に努めます。

(4) 福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から、介護保険施設や医療機関等へ入所又は入院するに至らない程度の方であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする方とします。ただし本人や家族の希望及び福祉避難所の受入可能人数等を考慮して、次に掲げる方を優先して避難させることとします。

ア 車いす利用者、視覚障害者及び介護を要する方等で、現に避難している避難所に段差があるなどにより、一人で移動することが困難な方
イ 障害の特性、認知症などにより、集団での避難所生活を長期に継続することが著しく困難な方で、現に避難している避難所で対応が困難な方

なお、上記に該当するか否かは、通常の避難所に避難してきた方の中から、当該避難所に配置された行政職員等により、これを判断することを原則とします。また、対象者を介助する方は、原則1名を対象者本人とともに福祉避難所に避難することができます。

(5) 福祉避難所の指定手順

指定する福祉避難所の決定及び当該施設との協定締結については、事前に市が施設設置者管理者と十分調整のうえ行います。

第2節 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の設置、維持及び管理の方法

市は、福祉避難所指定施設と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結します。

また、災害時に要配慮者を受け入れるために必要な資機材の備蓄等を確保します。

※福祉避難所協定締結施設一覧は別表のとおり

第3節 福祉避難所の生活必需品、人材及び移送手段の確保

(1) 生活必需品等の確保

福祉避難所の物品については、要配慮者の特性から幅の広いものとなりますが、福祉避難所はあくまでも短期間の一時的避難場所の確保として捉え、多様な要配慮者の生活支援やニーズにあったものという2面性で考えます。災害時の救助用として、市の備蓄物資や県広域輸送拠点、協定企業からの食料、生活必需品をはじめとする最低限の備蓄品を確保し、高齢者及び乳幼児の紙おむつや女性用生理用品などの日用品は要配慮者の特性から最低限の範囲となります。また、ハード面は、プライバシー空間を必要に応じて配慮します。

《災害時要配慮者に対応した食料・生活必需品等の例》

	一般	災害時要配慮者対応
食料・水	アルファ化米、乾パン、ペットボトル水	ビスケット、おかゆ、粉ミルク、離乳食、栄養補助食品、疾病（アレルギー体質を含む。）に応じた食品等
生活必需品等	毛布、タオル、トイレットペーパー、懐中電灯、乾電池、ビニールシート、カイロ、清拭剤、マスク等	哺乳瓶、紙おむつ（乳児用、大人用）、生理用品、ストーブ、車いす、マット、簡易ベッド等
その他	仮設トイレ	ポータブルトイレ

（２）人材の確保

福祉避難所における要配慮者の日常生活活動のニーズに対して、社会福祉協議会と「災害時における福祉避難所へのヘルパー等派遣に関する協定」を締結するなど、人的支援が得られるよう連携を図るため介助員の確保に努めます。また、ボランティアや他避難者・家族などへ依頼し、見守りや簡単なケアについては積極的に協力してもらう体制も検討します。

（３）移送手段の確保

指定避難所から福祉避難所等への移送に関しては、原則、当該対象者の家族や地域支援者（自主防災組織、民生委員児童委員協議会、消防団等）にお願いしますが、困難な場合には、福祉車両や民間タクシー等の活用も含め、要配慮者の状態に配慮した移送手段の確保に努めます。

第４節 社会福祉施設、医療機関等との連携

（１）緊急一時入所等にかかる連携強化

福祉避難所は、福祉施設に入所するに至らない心身等の程度の方が対象となりますが、専門的なケアを要する障害者、難病患者、人工透析患者、傷病者、高齢者等については、専門施設への緊急一時入所等の対応を行う必要があります。また、医学的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに搬送することが必要となるため、災害時には、災害対策本部の福祉班や医療班が社会福祉施設や医療機関等へ連絡調整をします。

第2章 災害時における取り組み

第1節 福祉避難所の開設

(1) 福祉避難所の開設及び要配慮者の受け入れ

ア 市は、災害が発生した場合で、指定避難所に避難してきた方の中に福祉避難所の対象となる方がおられ、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、利用できる施設の中から福祉避難所を開設します。

社会福祉施設等協定締結施設に対しては、福祉避難所開設要請書（様式1）により福祉避難所の開設を要請します。

イ 受け入れ体制が整い次第、福祉避難所の対象となる高齢者、障害のある方、妊産婦など特別な配慮を必要とする方を受け入れます。

ウ 受け入れスペースは、避難者一人当たり4㎡以上が確保できることを目安とします。

(2) 福祉避難所の開設期間

災害救助法により、福祉避難所を開設した場合の期間を予測できる場合、又は一定期間以上の開設が必要であることが明らかな場合はその期間とします。

ただし、開設期間が定められない場合は、福祉避難所の開設期間を災害発生の日から7日以内とします。

また、市内全域が被害を受けるような大災害の場合で、この期間が7日を超え避難所を閉鎖することが困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、開設期間を延長することができます。

第2節 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の福祉班・医療班の活動内容

- ① 負傷・疾病者の救急医療活動、後方支援医療機関への引継ぎ
- ② 民生委員児童委員、障害者団体、ケースワーク等により安否確認
- ③ 避難所への避難誘導
- ④ 福祉施設への緊急一時入所措置・搬送
- ⑤ 避難所・福祉避難所における介護・看護スペースの確保
- ⑥ 避難所・福祉避難所、仮設住宅への健康診断、健康相談、予防接種の実施
- ⑦ 福祉避難所の開設
- ⑧ ボランティアの派遣要請
- ⑨ 必要物資の供給及び確保
- ⑩ 手話通訳者の窓口設置
- ⑪ 要支援者への各情報の伝達

第3節 福祉避難所の運営

(1) 名簿の作成・管理

ア 福祉避難所に避難している要配慮者の状況等を把握するため、避難者名簿（別紙）を作成し、随時更新します。

- イ 避難者が退所する場合には、可能な限り退所先を確認して記録します。
- ウ 毎日、名簿の整理及び集計を行い、福祉避難所被害状況報告書（様式 2）に集計結果を記入して災害対策本部へ報告します。
- エ 避難者が公開を希望する場合は、避難者名簿の住所と氏名を福祉避難所受付窓口に掲示します。

（２）食料・飲料水等の配給

- ア 食料・飲料水の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行います。また、やわらかい食事など、特別な要望については、可能な限り対処します。
- イ 食料等に不足がある場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめて、食料等供給依頼書（様式 3）に記入し、災害対策本部へ提出します。
- ウ 依頼した食料等が搬送された場合は、福祉避難所食料等供給依頼書（様式 3）に受領日時を記入し、食料等を受け取り、種類別に保管場所へ保管します。
- エ 福祉避難所に搬送された食料等については、福祉避難所食料等受払簿（様式 4）に記入します。
- オ 食料等の要請に当たっては、必要な食料等を的確に把握し、余剰食料等が発生しないよう注意します。

（３）専門的な人材・ボランティア等の支援

- ア 専門的な人材・ボランティア等に不足がある場合は、不足する職種、人数及び活動内容等を取りまとめ、福祉避難所人的支援依頼票（様式 5－1）に記入し、災害対策本部へ提出します。
- イ 依頼した専門的な人材等が配置された場合は、福祉避難所人的支援依頼票（様式 5－1）に配置日時を記入し、福祉避難所の運営を支援します。
- ウ 災害対策本部は、専門的な人材等に不足がある場合は、不足する職種、人数及び活動内容等を取りまとめ、福祉避難所人的支援要請書（様式 5－2）に記入し、災害時における福祉避難所へのヘルパー等派遣に関する協定書締結者へ提出し支援要請します。
- エ 依頼した専門的な人材等が配置された場合は、福祉避難所人的支援要請書（様式 5－1）に配置日時を記入し福祉避難所の運営を支援します。
- オ 専門的な人材・ボランティア等の依頼にあたっては、必要な職種及び人員等を的確に把握し、余剰人材等が発生しないように注意します。

（４）その他の必要なもの

- ア その他必要となるものがある場合は、必要となる品名、内容及び数量等を取りまとめ、福祉避難所食料等供給依頼書（様式 3）に記入し災害対策本部へ提出します。
- イ 依頼したものが搬送された場合は、福祉避難所食料等供給依頼書（様式 3）に受領日時を記入し、依頼したものを受け取り保管場所に保管します。
- ウ 搬送された依頼したものについては必要に応じ、福祉避難所食料等受払簿（様式 4）に記入します。

(５) トイレに関する対応

- ア 仮設トイレ等を設置します。
- イ トイレ使用についての注意事項を福祉避難所内トイレ及び仮設トイレそれぞれに貼り出し、避難所への周知徹底を図ります。
- ウ 施設内トイレ・仮設トイレなどの清掃、手洗い消毒液の交換などの衛生管理は、毎日行いますが、避難者の中で手伝える人がいれば協力を依頼します。

(６) ごみに関する対応

- ア 施設管理者と協議の上、ごみの集積所を指定し、張り紙などにより避難者へ周知徹底を図ります。
- イ ごみは、避難者各自が可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう指示します。
- ウ ごみ集積場は、屋外の直射日光が当たらない場所を選びます。

(７) 防疫に関する対応

- ア 食中毒や風邪等の感染症が流行しないように、避難者等に協力を得て、ごみ処理や防疫に注意します。
- イ 手洗いを励行します。
- ウ 風呂の利用について周知します。
- エ 生活用水が確保できる場合は、洗濯場や洗濯物干し場を確保します。
- オ 風邪や下痢など体調を崩している人の有無を把握します。

(ア)生活用水の確保

飲料水の安定的な供給ができる場合は、トイレ・手洗い・洗顔・洗髪・洗濯などの生活用水の確保に努めます。

(イ)手洗いの励行

- ①手洗い所には、消毒液を配置します。
- ②消毒液・トイレットペーパーを確保します。

(ウ)食器の取扱い

衛生確保の観点から、食器はできるだけ使い捨てとします。

(８) 避難施設内の清掃・整理整頓

福祉避難所内の共有スペースなどの清掃は、避難者の中で手伝える人がいれば協力を依頼します。

(９) 電話の問い合わせや避難者の呼び出し

- ア 外部からの電話の問い合わせによる他の避難者への迷惑を最小限におさえるために、呼出しなどは時間を決めて行います。
- イ 電話で問い合わせがあった時は、避難者名簿と照合します。
- ウ 福祉避難所内の電話は受信専用とし、避難者の発信用電話は特設公衆電話とします。
- エ 呼出しは、放送及び掲示により伝言し、折り返し避難者の方から連絡をとる方法を原則とし、受信状態のままで呼出しをしないようにします。

(10) 生活情報の提供

ア 求められる様々な情報について手分けして情報を収集し、掲示板など多様な手段で提供します。

(ア) 避難者の必要とする情報

- ① 被害・安否情報
- ② 医療・救護情報
- ③ 余震・天候情報
- ④ 生活物資情報
- ⑤ ライフライン及び交通機関の復旧情報
- ⑥ 生活再建情報
- ⑦ 長期受け入れ施設に関する情報

(イ) 情報の収集方法

- ① 災害対策本部からの情報や、公開されている情報を収集します。
- ② テレビ・ラジオ・新聞などの情報を収集します。

(ウ) 情報の周知

- ① 収集した情報を整理し、必要な情報を明示して、掲示板や放送等あらゆる手段を用いて提供します。
- ② 掲示板には、被災者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置します。
- ③ 不要となった情報も記録・整理して保管します。

第4節 福祉避難所における要配慮者の支援

(1) 要配慮者の支援

ア 要配慮者の健康状態、必要なサービスの状況などを把握します。

イ 福祉避難所において、障害者や高齢者などが生活する上での障害をできる限り取り除き、避難所の環境整備に努めます。

ウ 福祉避難所では、要配慮者それぞれの配慮事項に応じた対応を図ります。

(ア) 高齢者

- ① 避難生活で活動力が低下すると寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮し、可能な限り運動のできる場所を確保します。
- ② 認知症高齢者は、生活環境の変化で問題行動が出現しやすいので、生活指導等を行い精神的な安定を図ります。
- ③ トイレに近い場所に避難スペースを設け、おむつをしている人のためにおむつ交換の場所を確保します。

(イ) 視覚障害者

- ① 避難所のトイレや配給場所、状況の変化などを適切に伝えます。
- ② 放送やハンドマイク等を使用し、最新の情報を確実に伝えます。

(ウ) 聴覚障害者

- ① 伝達事項は、紙に書いて知らせます。
- ② 掲示板等を使用し、場所や使用方法、状況の変化、最新の情報を適切かつ確実に伝えます。
- ③ 手話通訳者等を派遣します。

(エ) 肢体不自由者

- ① 車いすが通れる幅を確保します。

(オ) 内部障害者

- ① 医療機材の消毒や交換のため、清潔な治療スペースを設けます。

- ② 医療機関等の協力により巡回診療を行います。
- (カ) 知的障害者
 - ① 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮します。
- (キ) 精神障害者
 - ① 孤立してしまうことがないよう、知人等と一緒に生活できるよう配慮します。
- (ク) 乳幼児
 - ① 退行現象、夜泣き、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮します。
 - ② 乳児に対して、ミルクの湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保等に留意します。

(2) 福祉サービスの提供

- ア 要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けることができるよう対応を図ることが重要であるため、福祉サービス事業者等と連携を図り、避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供します。
- イ 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービス等の提供は福祉各法による実施を想定しています。

(3) 相談窓口の設置等

- 要配慮者特有の相談に対応するため、専門職による相談窓口の設置や避難所巡回等を行います。

(4) 緊急入所等の実施

- ア 福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応します。
- イ 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は医療機関に移送します。

(5) ボランティアの受け入れ

- ア 避難施設運営状況から判断し、ボランティアの派遣の人員数や活動内容についてボランティアセンターに要請します。
 - イ ボランティアの分担する仕事は、避難施設生活に関する仕事の支援とし、的確にボランティアの配備を行います。
- (ア) 要配慮者介護、看護活動の補助
 - (イ) 清掃及び防疫活動への応援
 - (ウ) 災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分活動への協力
 - (エ) 手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力
 - (オ) その他、危険を伴わない軽易な作業への協力

第 5 節 福祉避難所の解除

(1) 福祉避難所の統廃合、撤収、解除

- ア 福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、避難所の統廃合を図ります。
- イ 福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明します。
- ウ 避難している要配慮者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い福祉避難所としての指定を解除します。

(2) 福祉避難所の設置・運営、人的支援等に要した費用の請求

- ア 福祉避難所の設置・運営、人的支援等に要した費用については、市が負担します。
- イ 請求は、設置・運営等に要した費用に関する届出書（様式 6－1）、人的支援に要した費用に関する届出書（様式 6－2）を提出するものとします。

災害発生時における福祉避難所の指定に関する協定書に基づき、災害時における福祉避難所の開設として、下記のとおり要請します。なお、利用者等に変動が生じたときは、その都度文書又は口頭により通知します。

記

開 設 場 所									
開 設 日 時		年	月	日	時				
開 設 期 間		年	月	日	時から	年	月	日	時まで
		要 配 慮 者					名		
利 用 対 象 者		家 族 又 は 介 護 者					名		
		対 象 者					別紙名簿のとおり		
そ の 他									

(別紙)

福祉避難所利用対象者リスト

No.	対象者氏名	住 所	生年月日	性別	心身の状況	緊急連絡先	介護者氏名	住 所	本人との続柄
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

(様式2)

福祉避難所 被害状況報告書

福祉避難所名	TEL : _____ FAX : _____			
報 告 日 時	年 月 日 時			
発信者職氏名				
受信者職氏名				
避 難 者	現在数 (A)	前日数 (B)	差引 (A-B)	
世帯数	世帯	世帯	世帯	
人 数	名	名	名	
状 況	運 営	相 談 窓 口	設置済み 未設置	
	設 備	建 物	異常なし ()	
		電 気	異常なし 停 電	
		水 道	異常なし 断 水	
		電 話	異常なし 不 通	
		そ の 他		
	地 域	土砂崩れ	あり なし 未確認	
		浸 水	あり なし 未確認	
		道 路	通行可 片側通行可 通行不可	
		そ の 他		
	連絡事項 (対応状況、要求事項など)			
対処すべき事項 (避難者の健康状況、避難所の生活環境、雰囲気など)				

(様式3)

福祉避難所 食料等供給依頼書

福祉避難所名	TEL : _____ FAX : _____			
報告日時	年 月 日 時			
発信者職氏名				
依頼	避難者用食料	食	うち、柔らかいもの	食
		食	うち、柔らかいもの	食
		食	うち、柔らかいもの	食
		食	うち、柔らかいもの	食
	計	食	うち、柔らかいもの	食
特記事項				

災害対策本部処理

報告日時	年 月 日 時			
発信者職氏名				
処理	避難者用食料	食	うち、柔らかいもの	食
		食	うち、柔らかいもの	食
		食	うち、柔らかいもの	食
		食	うち、柔らかいもの	食
	計	食	うち、柔らかいもの	食
特記事項				

福祉避難所（保管）

(様式4)

福祉避難所 食料等受払簿

[illegible]

(様式5-1)

福祉避難所 人的支援依頼書

福祉避難所名	TEL : _____ FAX : _____	
報告日時	年 月 日 時	
発信者職氏名		
依 頼	依頼内容職種・人数	配置日時
	☐ 看護師 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ 保健師 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ 介護士 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ 手話通訳者 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ ボランティア (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ その他 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
特記事項		

災害対策本部処理

受信者職氏名		
依 頼	依頼内容職種・人数	配置日時
	☐ 看護師 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ 保健師 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ 介護士 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ 手話通訳者 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ ボランティア (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ その他 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
特記事項		

災害対策本部 → 人的支援協定者

(様式 5 - 2)

福祉避難所 人的支援要請書

福祉避難所における人的支援に関する協定書に基づき、介護職員等の派遣について下記のとおり要請します。

記

要 請 先	TEL : _____ FAX : _____	
福祉避難所名	TEL : _____ FAX : _____	
依 頼 日 時	年 月 日 時	
発信者職氏名		
依 頼	依頼内容職種・人数	配置日時
	☐ 看護師 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ 保健師 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ 介護士 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ 手話通訳者 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ ボランティア (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ その他 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
特記事項		

人的支援協定者 → 災害対策本部		
受信者職氏名	TEL : _____ FAX : _____	
手 配	依頼内容職種・人数	配置日時
	☐ 看護師 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ 保健師 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ 介護士 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ 手話通訳者 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ ボランティア (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	☐ その他 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
特記事項		

(様式6－1)

福祉避難所 設置・運営等に要した費用に関する届出書

災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に要した経費として、下記のとおり届け出ます。

記

福祉避難所名				
項目	品名等	数量	単価	金額
合 計				

たつの市長 様

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

(様式6-2)

福祉避難所 人的支援に要した費用に関する届出書

災害発生時における福祉避難所の人的支援に要した経費として、下記のとおり届け出ます。

記

福祉避難所名			
内 容	数量	単価	金額
合 計			

たつの市長 様

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

福祉避難所（抜粋）

福祉避難所とは

高齢者や障害者等、通常の避難所生活が困難である要配慮者等を対象に開設する避難所をいいます。

福祉避難所の指定

おおむね小学校区に1か所以上の指定を目標とします。

ただし、福祉避難所は災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。

指定要件

- 原則として、土砂災害警戒区域外に位置する
- 過去の浸水実績・予測から判断し、避難者の安全な空間が確保されている
- 原則として、耐震・耐火構造の建築物である
- 対象とする避難者の安全性が確保され、バリアフリー化されている
- 避難者用スペースとして1人当たり4㎡以上を目安とします。

福祉避難所の役割

- 福祉避難所は、高齢者、障害のある人、妊産婦など一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制を整備した避難所であるため、要配慮者の障害の状態や心身の健康状態等を考慮して、避難所での生活が困難と判断した場合は、必要性の高い人から優先的に福祉避難所へ移送します。
- 避難行動要支援者は、精神的に不安定になることが考えられるため、介護等にあたる家族（原則1人）も受け入れます。
- どの福祉避難所を開設するかは、災害の規模、発生場所、避難対象者等に応じて決めます。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面から介護保険施設や医療機関等へ入所又は入院するに至らない程度の方であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする方とします。ただし、本人や家族の希望及び福祉避難所の受入可能人数等を考慮して、次に掲げる方を優先して避難させることとします。

- 車いす利用者、視覚障害者及び介護を要する方等で、現に避難している避難所に段差があるなどにより、一人で移動することが困難な方
- 障害の特性、認知症などにより、集団での避難生活を長期に継続することが著しく困難な方で、現に避難している避難所で対応が困難な方

なお、上記に該当するか否かは、通常の避難所に避難してきた方の中から、当該避難所に配置された行政職員等により判断することを原則とします。

福祉避難所への移送

原則、当該対象者の家族や地域支援者（自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等）にお願いしますが、困難な場合には、福祉車両や民間タクシー等の活用も含め、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段の確保に努めます。

別表

福祉避難所協定書締結先一覧

法人名	施設名	区分	定員	住所・連絡先
社会福祉法人もみじ会	協和学園	知的障害者	58	新宮町能地274番地69 75-2905
	栗の木荘	知的障害者	30	新宮町栗町463番地1 78-0105
社会福祉法人夢工房	シスナブ御津	高齢者	51	御津町中島980番地3 079-324-0105
社会福祉法人アルーラ福祉会	アルーラ	知的障害者	27	新宮町の千本2294番地1 75-1562
社会福祉法人桑の実園福祉会	特別養護老人ホーム桑の実園	高齢者	87	揖西町小神1551番地 66-1360
	老人保健施設旭陽	高齢者	53	揖西町小神1556番地1 66-1472
	夜間型デイサービスセンター灯里	高齢者	38	龍野町堂本537番地1 60-6472
社会福祉法人播磨西部福祉会	特別養護老人ホーム揖保の郷	高齢者	43	揖保川町馬場747番地 72-2000
社会福祉法人いぼがわ福祉センタ	特別養護老人ホームいぼがわ荘	高齢者	3	揖保川町半田608番地1 72-6600
医療法人古橋会	介護老人保健施設シルバーケア揖保川	高齢者	3	揖保川町半田703番地1 72-6260
社会福祉法人栗栖の荘	特別養護老人ホーム栗栖の荘	高齢者	26	新宮町平野778番地5 75-3878
	養護老人ホーム栗栖の荘	高齢者	45	新宮町平野692番地32 75-0385
社会福祉法人円勝会	特別養護老人ホーム西はりまグリーンホーム	高齢者	13	誉田町福田780番地1 63-2880
	西はりまナーシングヴィラ	身体障害者	94	誉田町福田780番地3 63-2700
	デイサービスレインボー	障害者	31	新宮町船渡64-2 63-2700
社会福祉法人揖南福祉会	サルビアの家	知的障害者	75	揖保川町黍田430番地71 72-6060
社会福祉法人パレット会	パレットたつの	知的障害者	98	揖保町西構171番地2 67-1881
	キャンパス	知的障害者	60	揖保町西構157番地1 67-1881
社会福祉法人香南会	ケアハウス アゼリア	高齢者	25	揖保町中臣510 67-8878
11 社会福祉法人、1 医療法人	19 入所施設	定員 860 人収容		

※ 「定員」＝「面積」÷ 4 m²